

ちちぶ定住自立圏と東京農業大学との包括連携協定書

秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町（以下「ちちぶ定住自立圏」という。）及び東京農業大学（以下「大学」という。）は、相互の連携に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、ちちぶ定住自立圏及び大学が包括的に連携することにより、地域社会の形成、発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 ちちぶ定住自立圏及び大学は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項の相互の連携に努める。

- （1） 地域産業資源を利活用した6次産業化と人材育成に関する事項
- （2） 環境保全・地域づくりに関する事項
- （3） 教育・研究・文化振興に関する事項
- （4） 就農・就職支援に関する事項
- （5） その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関する事。

（連携委員会）

第3条 前条に定める事項の円滑な推進のため、連携委員会を設置する。連携委員会に関し必要な事項は別に定める。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の30日前までに、ちちぶ定住自立圏又は大学から申出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議事項）

第5条 ちちぶ定住自立圏及び大学は、両者の求めに応じ適宜協議の場を設けるものとし、その運営・実施はそれぞれ担当窓口を設けるものとする。協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、ちちぶ定住自立圏及び大学が別途協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書6通を作成し、ちちぶ定住自立圏各市町及び大学は各1通を保管する。

平成29年11月17日

秩父市熊木町8番15号
秩父市

秩父市長

久喜邦康

秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地
横瀬町

横瀬町長

富田能成

秩父郡皆野町大字皆野1420番地1
皆野町

皆野町長

石木戸道也

秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1
長瀬町

長瀬町長

大澤夕幸江

秩父郡小鹿野町小鹿野89番地
小鹿野町

小鹿野町長

森真太郎

東京都世田谷区桜丘一丁目1番地1号
東京農業大学

学長

高野克己